

第4回 北方領土問題対策協会分科会 議事録

1. 日 時：平成 17 年 3 月 2 日（水）9:54～10:58

2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館共用 743 会議室

3. 出席委員：飯田分科会長、朝倉委員、出塚委員

4. 議事次第

（1）平成 16 年度業務実績の評価基準

（2）その他

5. 議 事

飯田分科会長 それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さん大変出席率がよろしいので、北方領土問題対策協会分科会の第 4 回会合を開かせていただきます。お忙しいところ、皆様早々と御出席をいただきまして、ありがとうございます。今日は、神谷委員は御都合で、また御厨委員も風邪でダウンしてしまいまして、欠席ということなんですけれども、過半数ということで成立いたしますので、始めさせていただきます。

本日の議題はおよそ 2 つありまして、1 つは平成 16 年度の業務実績についての評価基準についてお諮りしたいと思います。

もう一つ、これはいわゆる留任役員の報酬についての問題です。これは後ほどまた御説明いたします。最初の議題である評価基準の問題については、当分科会でも平成 15 年度の評価に当たって、評価基準についてはまだ検討の余地があるのではないかという指摘もされたところでありますので、今回 16 年度についてどういう基準を考えるのかということについて、最初に事務局から御説明いただいて、それから審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

杉田専門官 それでは、説明をさせていただきます。

15 年度の評価の際には、初年度の評価であったということ、それから上半期分だけの評価であったということで、試行錯誤的などころがあったということで、評価書の中でも評価基準について今後の検討が望まれるというようなことも書かれておりました。

まず「平成 16 年度の評価基準の考え方」なんですけど、今、申し上げましたとおり、北対協分科会の 15 年度の業務実績評価の際の指摘事項を踏まえるということ。

評価結果については、総務省の評価委員会からもいろいろと審議を受けたということもございまして、そちらの方の指摘事項も踏まえて評価基準を設定をするというふうに考えております。

15 年度業績評価の際の、主な指摘事項について説明いたします。

まず 1 つ目の効率化指標について。

協会の業務の特殊性を踏まえて、効率化という観点だけでは律し切れない面もある。数値的な目標に過度に縛られない配慮も必要ではなかろうかと。協会の自己評価や評価委員会分科会の評価の在り方とともに、その評価基準、例えば、数量化に関し、今後改良・修

正の余地があると思われるというようなことも御指摘をいただいております。

2つ目なのですが、施策の効果測定について。実際に定性的な評価をどういうふうに行っていくのかというようなところも議論がございました。

各種大会等への支援回数で評価を行うことをやむを得ないものの、議論の余地があり、今後の検討課題と言えよう。あるいは、協会ホームページについてアクセス件数の増加以上に、提供コンテンツのより一層の充実を図っていくことが期待される。評価基準に関して、今後改良・修正の余地があると思われるというようなことも御指摘をいただいております。

北方領土問題対策協会が独法化された趣旨を踏まえ、業務の効率化についても、中期目標・中期計画に基づき引き続き他の独法と同様に評価を行うと。ここのところが評価の際の議論において指摘されていたのが、北対協の業務の特殊性からしまして、なかなか数量化、定量的な評価だとか、なじまないところもあるのではなかろうか。例えば、業務経費の削減についても、限りなく0にすればいいという話でもないだろうというような御意見もございました。

ただ、毎年度の評価に関しましては、中期目標・中期計画に基づいて評価を行っていくということもございますので、少なくとも中期目標・中期計画に示されている数値的な目標については、この評価委員会で厳しく見ていくというふうに考えております。

それから、可能な限り数値的な指標に基づき客観的な評価を行うとともに、数値的な指標だけではとらえきれない北方領土問題対策協会の業務の特殊性や事業の実態を踏まえた評価を行うため、評価の際に準拠すべき具体的な観点を明らかにすると。これは項目別評価表の中で、具体的にどういった観点を評価するのかというのを事前に明らかにした上で、評価をしていこうという考え方でございます。

次に、各事業がそれぞれの目的に照らして効果的かどうかについて厳格に評価を行うこととする。その際、各事業の具体的実施内容（代表的事例等も引用。）について説明を受けた上、分科会委員の協議により判定することとする。これが昨年、前回の実績評価の段階で具体的な事業内容のイメージが浮かばないというようなところも幾つかあって、なかなか評価が難しいという話もございましたので、どういった支援をしているのか、代表的な事例だとかを具体的に事前に業務実績報告書の中に出していただいて、それを見て分科会委員の方々に議論していただいて、評価をするという考え方でございます。

ちょっと話は前後するんですが、先ほどの総務省の評価委員会の指摘事項でございますが、これが昨年12月に出されたものでございますが、北対協の分科会の関係で申しますと、1点指摘事項がございまして、県民大会だとかの啓発活動に対する支援業務、こういったことを北対協はいろいろやっているんですが、それに対する助成事業に係る助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額、ちょっと細かい話なんですが、明確にされていないということもありまして、今後はそういった事業の妥当性等にも着目した評価を行うべきであるというような指摘も受けております。

内閣府所管法人共通の指摘事項として、予算、収支計画、資金計画と実績の対比による評価が行われていないと。計画と実績の対比、運営費交付金の執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況、目的積立金の状況などを評価書、事業報告書等に明記した上で評価を行うべきであるという指摘も受けております。

具体的に来年度、次回の評価をどうするのかという考え方なんですが、資料1の「独立行政法人北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準」は、基本的に評価の基となる考え方でございますので、具体的な基準だとかが書かれているわけではございませんので、ここは前回同様という形でやらさせていただこうかというふうに思っております。

資料2、これが「総合評価表（平成16年度業務実績）（案）」。これも基本的に前回と同様でございます。

資料3、これが「独立行政法人北方領土問題対策協会の平成16年度の業務実績に関する項目別評価表（案）」なんですが、これが先ほどの16年度評価基準の考え方に沿って「指標」の欄と「評価基準または評価の観点」という欄を前回から若干書き加えたというような形をとっております。

まず、1の一般管理費、業務経費だとかの効率化についてなんですが、指標として効率化状況、一般管理費の削減の方法、業務経費の削減の方法だとかが適切かというようなところを挙げさせていただいております。

2の国民世論の啓発に関する事項なんですが、各種大会等に対する支援状況について評価を行うと。支援回数については、これは中期計画にも書かれていることですので、回数についても定量的に評価を行う。

支援事業に係る支援条件、審査状況、支援先ごとの支援額等が妥当か。これが先ほどの総務省の評価委員会の指摘を踏まえて、書かせていただいているというところがございます。

あと、もろもろの支援について、それが効果的かどうかというような評価の観点を加えさせていただいております。

めくっていただいて、2ページの②、「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」のところですが、これもアンケート調査の結果、有意義だったと答えた人の割合、これを定量的に評価をしていただく。

（イ）の北方領土教育者会議の関係なんですが、これは前回の評価では唯一ここはBという評価をいただいたところではあったんですが、北方領土問題教育者会議が予定どおり設立されたか。

それから、その指摘事項として本分科会で挙げていただきました文科省や外務省の関係機関との連携が図られているか。

結果として、効果が上がっているのかというようなところで評価をしていただく。

次に③、「インターネット等を活用した情報の提供」。

これについても、前回同様ホームページへのアクセス数の対前年度比率というところで、これはちょっと基準は厳しくいたしまして、前回 100 以上で A だったんですが、頑張ってもらおうということで 110 以上という形で書かさせていただいております。

国民世論を啓発する上で、コンテンツの提供の方法、内容が適切か。いいものを提供しているかどうか。それも国民の目に付くような形で提供しているかどうかというようなところを評価していただく。

めくっていただきまして④、「北方四島との交流事業の実施」。

これは訪問事業、ロシア人の受け入れ事業、専門家の派遣・受け入れがあるんですが、これについてはいずれも予定どおり実施をしたか、その事業内容、方法が目的に応じた効果的なものとなっていたかというところで評価をしていただく。

加えて、前年同様アンケート調査の結果も加えるという形を取っております。

(2) 調査研究に係る分野なんですが、これは研究会、国際シンポジウムをやるという話になっておりますので、予定どおり開催をしたか。その成果は十分かというようなところで評価をしていただく。

4 ページの(3)「元島民に対する必要な援護等に関する事項」についてなんですが、署名活動への支援、それから資料の作成だとか、こういったことの方法、内容が適切か。予定どおり実施したかといったところで評価をしていただく。

自由訪問についても同じく、自由訪問事業の実施状況、事前研修の実施状況というところで評価をしていただく。

③の「北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施」というところですが、これが総務省の評価委員会と昨年 12 月の意見を出すときにいろいろやりとりはあったんですが、ここのところは非常に厳しく貸付状況だとか効果が上がっているかというようなところを事務的にやりとりはしたこともあって、非常にここのところはきちんと業績報告書の中でも、あるいは評価書の中でも書かないと次回は厳しく意見として出されそうな感じでもあったので、ここは指摘事項だとかを踏まえているいろいろと細かいことを書かせていただいていると。

「元島民等への貸付の実施状況」として、融資条件が適切かどうか。

援護措置という趣旨を踏まえた審査・採択の適格性が確保されているか。

融資資金の確実な回収のための取り組み方法が適切か。

援護措置の趣旨にかなった効果が出ているかといったところで評価をしていただくと。

「関係金融機関との連携強化」についてなんですが、これも関係機関との連携状況、連携強化に向けた取り組み状況というところで評価をしていただく。

ウの「生前承継の促進」のところですが、まず実績が十分かということと、前回ここのところも B という評価を出してございまして、生前承継制度について元島民等のより一層密度の濃い状況把握が行われているかという基準を加えさせていただいております。

予算について、これも予算の執行状況ということで、こういったところで評価をさせて

いただく。

短期借入金についてなんですが、これも短期借入金の発生状況。

5の「重要な財産の処分等に関する計画」。これは「担保の提供状況」。

めくっていただきまして「剰余金の使途」。これは「剰余金の発生状況」「剰余金の使途」が適正かといったところで評価していただく。

最後に、「人事に関する計画」なんですが、これも「組織体制の構築状況」「常勤職員数の状況」だとかといったところで、評価をしていただくというふうに考えております。

説明は以上です。

飯田分科会長 どうもありがとうございました。

評価基準について、今、御説明いただいたんですけれども、何か御質問あるいは御意見がございましたらお願いしたいと思います。

朝倉委員 定性的なものと定量的なものとの仕分け、あるいはその評価というのは非常に難しいと思うんですけれども、この総務省の指摘事項と若干関係するんですが、特に定性的なものについては報告書がかなりしっかりしていないとというか、親切でないという判断しにくいところがあるんですが、その点については、何かこのたびはちょっと考えたとか、工夫したとか、そういうところはあるんでしょうか。

杉田専門官 昨年の実績報告書ですと、例えば各種大会だとかに対する支援状況だとか、いろいろ事細かに書かれていたんですが、ただ、書かれている内容は、何回やったかだとか、どこでいつやったかだとかということで、具体的になかなか委員の方々がイメージがわきにくいような形だったのではないかなと思うんです。なので、それらをすべて網羅的に具体的な内容を出せというのは無理なので、代表的な大会だとか、研修会なり、ピンポイントで代表的なものを出していただいて、委員の方々に具体的なイメージを持っていただいた上で、それで納得をすれば、それなりの評価をしていただくといった形で北対協の方と話をさせていただいているので、次回からはそういった形で実績報告書の中でかなり具体的に書いていただくものというふうに考えております。

朝倉委員 そのこのところはうまく書いていただかないと、寄与しているかとか方法、内容が適切かとかといっても、なかなか判断がそれだけでは難しいところがあるので、その辺は。

杉田専門官 ある意味、委員の方々を説得できるに足る材料を提供できるかどうかというところにもよるんだとは思っています。

飯田分科会長 非常に数量化というのは難しいと思います。県民大会の頂点に立っている全国大会というのがこの間北方領土の日にございまして、私も行きましたら、もう盛況というかも満員で大変なんです。会場がいっぱいなんです。だけれども、大会そのものはどうも例年に比べて、総理大臣が風邪でやはり来られなかったりして、代読とか外務大臣のあいさつなんかがあるんですが、これという新味もなくて、何か形式化してマンネリ化しているので、盛り上がらないなというのがあるんだけれども、これはやはり数量で表

すと大変なもう満員盛況で、すばらしい大会に盛り上がっているという形になってしまう。これは、そういう難しさがございます。ですから、朝倉先生がおっしゃるように、やはり報告の内容というか、そういうところで何かいろいろ工夫していくということを是非やっていただかないといけないのかなというふうに思います。

朝倉委員 というのは、今、要望した趣旨に沿って報告書をつくっていただくとすると、報告書が厚くなる可能性はあると思うんです。これもまたなかなか大変だと思うんですが、多少厚くても目は通しますから、どうかわかりいいものを。

井上理事長 できるだけ趣旨に沿いたいとは思いますが、今の関係で資料3によれば1ページですけれども「支援事業に係る支援条件、審査状況、支援先ごとの支援額等が妥当か」。

その下の云々について、効果が十分に得られたかと。

大変難しいんだと思うんです。それで、前の方の項目につきましては、これは先ほど総務省の委員会からの御指摘もありましたので、このような表現になったかと思いますが、もうたびたび申し上げますが、うちの支援事業というのは、大変数が多いというか、非常に小規模でございます。一番下は数万円から100万円を超えることは余りないというようなことですし、事業自体がボランティアでやっているものに対して、どうやってそれをサポートしていくかということですので、余り厳格な審査、審査条件ということは果たしてできるのだろうか、適切だろうかという問題があります。

むしろ、全県で返還運動に対する動きがあるということを持続し、発展させていくことが一番の目的だろうと思っておりますので、支援額が妥当か云々ということは、余り厳密にやられるのはいかなものか。ということで、この辺りの資料つきましても、この表現でイメージできるようなものではなくて、運動の推進に具体的にどんな工夫がされているか、どんな新しい試みがあったかというようなことを中心にして報告させていただきたいと思っております。

47都道府県民会議のほかたくさん助成団体があるわけですが、それを横並び一覧表にしますと、実はいろんなハレーションが起きる可能性もあります。あそこがあんなに高く、何で私のところが少ないんだとか。実は、それからそれぞれ事情が違うわけです。自前のお金があってやっているところ、ほとんどなくてやっているところ、その他いろいろあります。単純に比較して私のところの方が1,000人集めてこんな金額で、あそこは150人でこれだけだとか、あるいは評価される先生方も人数割りでいくと全然合わないとかということで、評価されますと変な形になりかねないので、ここはちょっと趣旨は踏まえませんが、そんな形でつくらせていただきたい。

下の方の効果が十分に得られたかということも実は大変難しいと思います。十分というのは、どこまでを基準にするのかというのが1つありますし、それからもう一つは先ほどの繰り返しになりますけれども、ボランティアな活動ですので100万円やるから1,000人集めるというような、言わば数値目標は私はやるべきではないと思っているんです。そうい

うことをやるとすれば、運動をかえって壊してしまうというようなところもあります。この辺りの効果が十分得られたかということもマンネリになっていないか、今年についてどんな工夫なり、何々がされたかということを中心にして、先ほど杉田さんから話がありましたけれども、先生方にイメージがわいていただくようなものを提供するというところで考えておりますので、是非御理解をいただければと思います。

朝倉委員 わかりました。

飯田分科会長 その件について、私ちょっと質問しようと思っていたら理事長から先に説明をされて、ちょっと質問しにくいんですけども、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項として、北対協関係のところ、この支援事業の一環として民間団体に経費の助成が行われているけれども、この助成事業に関わる助成条件というのがあります。それから審査状況、助成先ごとの助成額などについてというのは、まさに今、理事長お話になってしまったので言いにくいんですけども、この助成条件というのは実際にあるんですか。どうなんでしょう。それから、どういう形で、それでは審査しているのかというようなことは、実際にあるのかどうか。

井上理事長 実態で言うと、助成先というのはかなり固定しています。一番メインは47都道府県に置かれている県民会議というのがありますが、その事業に対して助成するというのが、これは中心的なものです。

そのほか、連合であるとか地婦連であるとか、全国規模の団体がやっている活動に対して支援しているというのもあります。

したがって、そういう意味で条件についてきちっとした明文化したものがあるわけではありませんが、返還運動の推進に寄与するかどうかという非常に抽象的なものが条件と言えば条件です。ただ、実際には新しいエントリーというのはほとんどありませんので、あった場合には、そういう抽象的ではありますが基準から判断するということになると思います。実績は、新しい団体からの申し出というのは去年の場合はなかったと思います。

したがって、審査の基準も2月と8月を強調月間というようなことでやっておりますけれども、県民会議が年間の活動の中で返還運動に寄与するものとして位置づけているか。その内容が適当かどうかということでやっております。これも明文的な審査要領というのがあるわけではありません。

飯田分科会長 もう一つ、同じ政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項ですが、所管法人共通の問題点として、計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人があるという指摘があります。財務の御専門であられる出塚先生に御意見を伺いますが、この北対協の場合はどうなんでしょうか。

出塚委員 この通常の、私いつも疑問に思うのは、まずちょっと話を1つ戻させてもらいたいんですけども、先ほど飯田分科会長の方からもお話のあった助成条件だとか、審査とか、これは評価委員会からの指摘ではあるけれども、これはこのまま受けて判断でき

るのかというと、どうも当法人の性格からすると、ちょっと指摘の観点が違うのではないかと。一般的な話であれば、こういうことがあるのかもかもしれないけれども、その限られた範囲の中で行われているとなると、条件だとか審査とか、そういうものが本当にこの対象として、こういう評価が本当にできるのかという問題が1つ、先ほどおっしゃったのが同じ意識を持っているんです。

共通事項の予算決算というのが、評価が行われていない法人が見受けられているということですが、これもなかなか難しいんです。ここも計画と実績の対比というのが、非常に内容に入っていかなければいけないし、特に執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況、当期損益というのは数字では出てきます。それから、積立金の状況も数字では出てくるんですけれども、もともと残高が出たときに、残高の内容を何だかということ、これは預かり金なんです。損益と言いながら、これはもう預かり金なんです。法人が自由に使えるものではないんです。だから、そういう意味では、この指摘がどうも私らから見るとずれて見えてしょうがないんです。

当法人の執行した残高がどうかというのは、これは確かに執行しなかったとか、したかという問題。それからしなければ当期損益の利益が出てくるという関係になるんです。だから、どうもそここのところの関連が、指摘している状況がちょっと私にはぴんとこない部分があって、これはそのまま受けて評価項目の中で入れるということになると、本当にいいのかなという気がするので、評価項目そのものをここでちょっと見直すというのは、どうなんですかという気がちょっとするんです。

つまり、先ほど申し上げました助成の条件だとか、審査だとかということところです。評価項目に入ってきますね。そのまま受けて本当にいいのかなと。当法人は本当に特異な独法だと思っんです。だから、横並びにしてほかの法人に同じにしなければいかぬという意識が非常に強く評価委員会にはあるけれども、しかし、それをちょっと同じように受けて評価ができるかということ、ちょっとできないのではないかと気がちょっと私にはするんです。

飯田分科会長 そういうのを、また本委員会の場でも是非そういうことを主張して、これは前々から朝倉先生もよく言っておられることだけれども、この北対協が果たして独法にふさわしいのかどうかということまでいってしまうんですけれども、個々のことで具体的に言う方が説得力があるので、この問題なんかも是非また何かのときに述べていただくということは、いいことだと思います。

もう一つ、そのすぐ下に今度は、やはりこれも同じような問題ですが、一応実態を知っておきたいんですけれども、報酬など職員など給与水準が国家公務員の給与水準などと比べて、高い法人も見受けられるというのがありますけれども、これは北対協なんかではどんな状況になっているのでしょうか。

杉田専門官 これは、北対協の場合は低いです。むしろ、国家公務員の水準と比べると低いです。

飯田分科会長 わかりました。

朝倉委員 先ほどの助成条件やら審査やら何やらについて、今、出塚さんが指摘したことも関係しますけれども、これは例えば業務実績報告書等においても明確にされておらず、とあるんですが、報告書の中で特殊性を説明して、総務省の方の評価委員会に理解していただくというような書き方は難しいのでしょうか。

井上理事長 現時点については、この表現が出たときに、実は杉田さんの方とも意見交換したんですが、1つはかなり明示的に北対協を名指しで、総務省の委員会がこういう条件を書いている。したがって、それは何らかの形で処理せざるを得ないというのが1つの主張です。

もう一つは、先ほど私言いましたように、とは言いながら額も小さいし、仕組みも違うし、横並び一覧表というのが運動自体に変なりアクションも起すというようなことは理解してもらいたい。したがって、これに対する報告書については、先ほども言いましたけれども、こんな工夫をしているとか、具体例を挙げることで勘弁してくれないかというか、御審査願えないかという話はしているところであります。その後、総務省との関係も含めまして、どういう処理になるのかは、ちょっと何か意見があればお願いしたいと思います。

杉田専門官 ちょっと建前論になってしまうかもしれないんですが、総務省の評価委員会からも各独法に対して何か少なくともコメントを1つは付けないといけないという状況もあって、総務省の方からコメントが付いていたのは、大会等に対する助成の関係と、もう一つは融資の関係だったんですが、融資の関係も非常に厳しい意見をいろいろいただいていたこともあって、最終的にこちらの大会等に対する助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額が妥当かどうかという話をいただいたんですが、結局のところ、一般論としては、こういう話は絶対に落とせないだろうという話がまずあって、北対協も確かにそういう特殊事情があるのはわかると。ただし、看板としてこういうものを挙げるということについては、一定の合理性はあるだろうということで、その特殊事情を踏まえながら、こういった観点で業績報告、それから評価もやってもらえないかという話がございましたので、最終的にはこれが残ったということでございます。

朝倉委員 ちょっといい加減な話に聞こえないでもないというか、わかりました。

飯田分科会長 看板は掲げておるということですね。

そのほかにはいかがでございますでしょうか。ないようでしたら、それでは平成16年度の業績評価の基準については、このようにやらせていただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

飯田分科会長 では、そのようにさせていただきます。

次の議題でございますが、これは先ほど申しました、いわゆる留任役員の報酬に関する問題です。もうお聞き及びと思えますけれども、平成15年の秋に多くの新しい独立行政法人が生まれました。その際に、特殊法人とか旧組織から、この新しい独立行政法人に移行するに当たって、退職金が支給されたと同時に、特別手当について移行前の期間と、それ

から移行後の期間と、これを通算して特別手当が支給されたわけです。そういうケースが全体で15あったんですが、その中に内閣府所管の法人として、この北対協と国民生活センターがございました。これについて、去年11月の末でしたか、参議院で民主党の議員から質問主意書が出された。行政改革とか効率化という独立行政法人の趣旨に反していないか。国民から誤解なり批判を受けないかというような趣旨のことだったんですけれども、同じように新聞報道でもそういう報道がなされて、注目されたところでございます。

それで、その後、総務省の行政管理局長の通知なんかがあったりして紆余曲折がございまして、評価委員会の大森委員長の方からも当分科会としても北対協に対して、この問題について十分な説明を受けてほしいという要請もございましたので、この分科会でちょっと取り上げさせていただくということになったわけなんですけれども、一応手順として事務局からこの間の事情をちょっと説明していただいて、その後、北対協の井上理事長からお考えをちょっと伺うということを先にやらせていただこうと思いますが、杉田さんよろしくお願いいたします。

杉田専門官 まず事実関係なんですけど、今、飯田分科会長からも若干御説明がございましたが、北対協が平成15年10月1日に新しい法人に移行したという形になっております。

役員の報酬の支払いなんですけど、独法が発足をした10月1日時点で、退職金が旧特殊法人時代の内規に基づきまして支払われていると。

それから、独法移行後、最初に支払われました賞与に関しましては、15年12月10日、この日に独法移行前の在職期間、つまり6月2日から約六か月を満額支給しているという状況にございます。

それで、こういう状況にあるのは、北対協を含めて15法人あって、内閣府所管の法人としてはほかに国民生活センターがございまして。

これに関しまして、新聞報道でいろいろとお手盛り支給ではないかというようなことございまして、それから参議院の尾立議員から、この関係で質問主意書が出されたりだとかというような状況もございました。尾立議員の質問主意書に対する答弁書の概要なんですけど、まず退職金の支払いについて、職員と役員が異なる扱いをしているぞと。つまり、職員に関しましては、ボーナスについては役員と全く同じように6か月分支給をしていると。ただし、退職金については、15年10月段階では支給をしていない。最終的に独法を退職されるときに、独法移行前の期間も通算をして支給をするという考え方を職員の場合はしている。なぜ、こう違うのかと言いますと、役員と異なり、職員にあつては俸給月額に法人職員としての勤続年数に応じて逡増する一定の支給割合を乗じて得た金額を支給する。つまり職員に不利益が生じることを避けようとするためという形で答弁がされている。

わかりやすいといいますと、職員の場合は10年勤続した場合と20年勤続した場合と比較すると、例えば退職金額が4倍になるのに対して、役員の場合は2倍になれば単純に2倍になるというような考え方で、職員に不利益を及ぼさないようにしたという趣旨でございまして。

次に、退職金が支給された役員に対して、なぜ特別手当の起算日が移行前の組織の存続時期までさかのぼるのかと。これに対しては、支給基準自体は各独法において定められており、政府として答える立場にはないと。

役員報酬等の支給基準については、評価委員会が主務大臣に対して意見を申し述べるができること。また、評価委員会は必要はあると認める場合は、当該独法に対し勧告ができることとされている。これらの措置を通じて、役員の報酬等の支給の基準については、その適正性が確保される仕組みとなっている。基本的に報酬の支給基準については、主務大臣に対して届出事項になっており、基本的に独法に判断してくださいという形をとっております。

ほかに自主返納を検討している独法はあるのか。政府として返納を促す考えはあるのか。これについては、把握していない。政府としての対応は、政府として答える立場にはないとというような答弁書を出しておりました。

それから、その後の動きなんですが、独法役員の退職手当、特別手当の支給基準については、基本的に各独法の裁量で決める事項であるという話なんですが、そうは言っても政府として基本的な考え方をやはり整理すべきではないかという議論も一方でございまして、今年1月26日付で総務省行政管理局長名で各独法の長、それからこれは主務省の官房長あてにも同じものがきているんですが、以下の趣旨の通知文書が発出をされたこと。

今後、役員の賞与、退職金については、職員に係る取り扱いと同様にすることが適切であると。つまり、退職金については法人移行時に支給しない。移行後の独法を退職する際に、前法人の在職期間を通算して支給するとともに、賞与については移行後の法人において、前法人の在職期間を通算して支給するというところで、今後の取り扱いについては適切な対応をお願いしたいと。

この通知文書では、併せて留意事項として、十分な説明責任を果たすようにと。評価委員会に対しても十分な説明、必要な資料提供を行うようにというような注意喚起を行っていること。

それで、事実関係を把握している15の独法中、賞与を返納済みの法人は9法人に上るといふことも聞いております。

事柄の経緯としては、以上です。

飯田分科会長 ありがとうございます。

ということでございます。今の件について、御質問、すぐに何かございますか。

朝倉委員 この数字の中で、15独法中、賞与返納済みの9法人とあるけれども、退職金を返納したとか何とかというのはないわけですか。

杉田専門官 ないです。

朝倉委員 それから、我々評価委員会の本委員会の委員でもあるんだけど、その立場から言うと、国民生活センターとこちらの方で扱いが異なった形になると、ちょっと本委員会の委員としての立場から具合が悪いんですが、国民生活センターの方が我々先行し

て議論していると聞いています。それについてどういう内容なのか、こちらには連絡はきているんですか。

杉田専門官 一昨日、国センの分科会がございまして、同様にこの役員報酬の件について議論がございました。それで、国センの理事長の方から考え方について説明がございました。

それから、委員の方からは説明を聞いて一定の理解を示したと。ただし、非常にわかりづらい面がいろいろあるということで、国民に対して、世間に対して十分な説明責任を果たす必要があるということを分科会として国センに対してしっかりと行ったというようなところがまずございます。

この結果については、つまり当初の判断については、ある程度の理解は示す。一定の理解は示す。ただし、十分な説明責任を果たす必要があるというようなことを次の本委員会で分科会として、分科会長から報告をするという扱いになったというふうに聞いております。

飯田分科会長 国民生活センターは、そういう結論というかあれが出たわけですね。

それでは、また続いて御意見出していただきたいと思えますけれども、その前に、それでは井上理事長からちょっと御説明いただきたいと思えます。

井上理事長 どうもいろいろお騒がせして申し訳ございません。

今ほとんど説明がありましたので、余り加えることはないんですが、この問題が大きくなったときに、私たまたま北海道にいたんですが、電話で監督官庁に報告をしたことが3点ございます。私の考え方と言って申しました。

1つは給与、特別手当、退職手当については報道のとおりだけれども、これは規程に基づいて払ったものでありますということが1点であります。この規程については、独法通則法によって大臣に届けてある規程であります、それに基づいて払ったものであるということが1点です。

2点目は、規程の内容ですけれども、これしかないという案ではないかもしれない。それは、裁量がありますから。ただ、合理的な説明ができる案だと私は思っていますというのが2点目です。

3点目として、ただし、この給与、特別手当の原資が言わば税金でありますので、国民の納得が得られないとかというような明示的な判断が下されるのであれば、当方とすれば修正するといいますか、やり直すことについてやぶさかではない。ただ、その場合には、給与という性格もあるので、是非をはっきりして、手続も踏んでやるべきであろうと思っています。自主返納のような形であいまいに処理することについては、私は大変消極的でありますということを申し述べました。

基本的に考えは今も変わっておりません。メモが配られていますけれども、内容は今の2点目のこと、我々の判断がどうであったか。それについては、私たちとすれば合理性のあるものだと考えているということの説明であります。

国会の質問主意書に対する答弁、その他と重複しますので、ごく簡単にいきたいと思います。まず給与関係については、今回の退職、これは解散によって退職したわけですが、これが法律に基づく措置であって、本人の意思に基づくものではなかったというのが1点であります。2点目は、法律において新法人は旧法人の一切の権利及び義務を引き継ぐということにされていたことです。したがって、引き続いて在職した場合の新法人における給与関係の取り扱いについては、これは役職員を問わずに、旧法人期間を新法人における期間、勤務期間とみなすという措置をとったということでありました。

2番目は、退職手当であります。給与関係につきましては、今、申しましたように役員と職員と同じ考え方でやりましたが、退職手当につきましては、違った取り扱いをしています。17年1月に出ました管理局長の通達は、これを同一の取り扱いとすべきだということではありますが、それも1つの考え方だと思いますが、我々が1年半前にやったのは、違った扱いということでありました。

違った扱いをした考え方でありまして、まず旧法人における退職手当は、役員と職員では制度の考え方の基本に違いがありました。これは、現在でも変わりません。その典型が額の算定ですけれども、職員の場合には期間が長くなればなるほど有利になる。率を高めるという仕組みになっています。

これに対しまして、役員はフラットに一定期間いつまで続いても同じ率を掛けることになっています。職員の場合にこのようになっていますのは、長期在職へのインセンティブという意味で退職手当が持っているということが基本だろうと思えます。

これに対しまして、役員にはそういうインセンティブを与える必要がない。あるいは、期間報酬的な考え方ということで、退職手当ができております。過去もそうでしたし、現在もそうです。

したがって、掛け率がフラットですので、今回の場合に途中で支払っても最終的に支払っても基本的に額の変動はない。したがって、二重払いとかそういう問題ではなくて、払うか払わないかという問題だと考えました。

これに対しまして、職員の場合には逡増するわけですので、1回退職して払ってしまえば、これが不利になることは明らかでありますので、1で述べましたような本人の意志に基づくものではない、制度的なものであったということを考えて、職員については退職扱いとせずに、通算することにしたわけでありました。

③ですが、そういうふうに役員と職員と制度が違っておりますので、現に旧法人の規程においては役員が任期満了で退任されたような場合、役職が変われば、実際には退職がないわけですが、退職としてみなして支払うというような規程も現にございました。なお新法人における規程においては、この規程は廃止しております。

今回の場合は、移行に当たって退職手当が旧法人と新法人で基本的なところで変わっております。1つは従前の退職金は最終時の報酬と代償期間とで自動的に決まっておりますが、今回はそれをベースにして、評価委員会の判断を含めて一定の倍率を掛ける。1以下

の場合もあれば1以上の場合もあることになっています。

2番目は、退職手当の原資でありますけれども、従前は原則的には引当金を積み上げるということになっておりまして、現に10月移行前に相当程度の引当金が積み上げてありました。これを独立行政法人では、引当制をやめて、必要の都度手当するというようになっております。この辺り、当時大分混乱しておりましたので、引当金が実際どういう取り扱いになるのか、その他、必ずしもよく見えないところが、当時の事情としてはございました。それから、こういうこと制度的な問題、旧法人における制度の問題、それから法人がいずれにしても変わりますので、清算可能なものであるような債権債務があれば、それはできるものであるならば清算しておく方がいいだろうというふうに考えました。

ということで、5番目ですけれども、そういうことの総合的な勘案として、役員の退職手当については給与とか職員における退職手当のように特別な措置を講じないで、規程のまま解散による退職で支払うということにしたものであります。

したがって、給与と退職手当と扱いが違うからおかしい。直感的にはそうかと思えますけれども、実は特別の扱いをしたのは、退職をしない扱いをした給与であり、職員の退職手当であって、何もしなかったのが役員の退職手当だということになると思えます。

こんな考え方でやりましたので、これが唯一とは思いませんけれども、合理的な範囲だと考えた次第であります。この当時、裁量がありましたので、できるならば横並びで処理するのが好ましいということで、監督官庁、あるいは担当の部署にも御照会しましたけれども、独立行政法人は独立なんだから調整はしないということで、調整はしていただかなかったという経過もありますので、併せて御報告をしておきます。

というような経過でございます。

飯田分科会長 ありがとうございます。

という御説明です。出塚先生、どうぞ。

出塚委員 ちょっと確認したいんですけれども、返還する法人があったというふうに聞いたんですけれども、その場合は、その職員なりの人たちの不利になったという話ですか。

井上理事長 私はそう思います。今、私たちが書いた給与の考え方に基づけば不利になったと思います。

出塚委員 そうですね。もともと独法にする際の制度の欠陥だったんだらうと私は思います。そこで清算しておきなさいというなら、まだ金額話は別にして期間の話としては、独法になったまでのものを整理しなさいと。ここで、そういうことを言っているのかどうか分かりませんが、その後というものの考え方がとれたんでしょうけれども、そのときにそれが漏れていたんだらうと思います。

それともう一つ気になるのは、退職引当金を廃止するという、これはどういう意味なんですか。

井上理事長 これは、むしろ私が答えるよりも政府側の方がいいと思います。

出塚委員 つまり、私気になるのは、いつも頭に浮いてくるのが国鉄を民間に移行した

ときに、国鉄は黒字だと言ったんです。開いた途端に債務超過だったんです。それは何だといったら、この退職引当金の計上がなかったわけです。それも出てきて、実は、債務超過だったと、つまり、法人にとってみれば債務なんです。債務を認識しなくていいのかという、ちょっとそれは気になるんです。それを退職のときに払うといっても、その日からぼんと出るのではなくて、実はずっと毎年毎年積み重ねた債務の合計をぼんと払うわけです。財源が税金だから、それは払ったときではいいではないかという、そういう感覚があるのかもしれないけれども、会計的に言うと、やはり年度年度発生した債務というのは認識しておくというのが普通の考え方だと思うんです。

飯田分科会長　それが、そういう考えに立って退職時、いわゆる旧法人、旧組織から退職したときに退職金を払ったという考え方。

出塚委員　債務として引き継いでいれば、それはそういうことが言えるでしょうけれども、引き継がないでやっているときかのぼってまた払ったという話がまた出るのではないかという気がするんです。

井上理事長　これは私の今の立場ではありませんけれども、最初に独立法人化するときに、私統計センターという1,000人の組織の責任者だったものですから、1つ気になったのは、退職金の話です。

今までの国家公務員の退職金は事案発生都度出していたわけです。ところが、1,000人の規模で職員が移る。その退職金の手当をどうするんだと。もし、きちんと債務という理解で既発生部分を積み上げるとすると、1,000人のセンターだけで相当な規模になるわけです。これをあのときの各独立行政法人が全部積み上げると、それだけで膨大なものになる。これが果たして移行できるのかということで、大きな問題だったんです。結局、恐らくその問題をクリアするためにという語弊がありますが、発生時に個別に手当するということにならざるを得なかったんだらうと思います。法人管理から言えば、先生がおっしゃるようなのが私はそのとおりだと思いますが、現実には全部横並びでそうなっていると。

したがって、特殊法人からなった我々のようなケースの場合には、従前はある意味では健全に積み上げていたわけですがけれども、独立法人になることによって、その部分が見えなくなってしまうということがあります。

出塚委員　これは、債務超過をそのまま引き継いでいるという話だと私は思うんです。それで、いいのかと。それは、その状況はわかります。結論出したのはわかるので、横並びに出したとわかるんだけれども、本当にいいのかなとちょっとそれが気になるところです。

飯田分科会長　どうぞ。

朝倉委員　私はそういう難しいことはよくわからないんだけど、井上さんはお騒がせしておっしゃったけれども、これはお騒がせしたのはどうも総務省の行政管理局ですね。ここが混乱したから、いろいろ混乱が始まったわけで、特に最初にそれぞれ勝手にや

れという話と、また1月になってから、またちょっとある程度の統一見解を出したりとか、この経緯が混乱して、こんなふうになっているわけで、私もこの問題いろいろ考えてみましたけれども、今、井上さんがおっしゃるようなことが筋なんだろうと思うんです。先ほど、杉田さんの方から説明があった国センの方の整理の仕方のとおりだと思います。ああいうことでいいのではないかと私は思います。

ただ、感想として言えば、国センの方で説明責任のところなんか触れられていたようですけれども、それについて言えば、この紙よりも紙について説明した井上さんの話が非常によくわかりいいんです。その方が国民の納得がある、それほど問題ではないと思うんだけれども、説明という場合、お話しされたような感覚の説明の方がよしいのではなからうかと思いました。例えば、これをこのままホームページにぼんと出しても、普通の国民はなかなか意味がよくわからないんだと思うんです。

したがって、結論として、私はそういう整理でいいのではないかとと思いますが。

飯田分科会長 ありがとうございます。

最初に出塚先生がおっしゃった移行に際しての、やはりそういう制度上の問題を十分にちゃんと手当していなかったのではないかということが1つあります。

それから、今、朝倉先生がおっしゃった行管局長の通知というのは、余りにも遅かった。やはり統一的な見解を出すべきだったんです。それが、やはり混乱を来したということがあると思うんですけれども、もう一つ、この民主党の議員に対する答弁書の中で、評価委員会の役割について触れているんです。

それで例えば、独立行政法人への移行に伴う役員の特別手当・退職手当の扱いについて、政府としては答える立場にはないと。だけれども、これについては通則法に基づいて評価委員会が主務大臣に対して意見を申し述べることもできるということ。あるいは独法に対して、勧告も評価委員会ではできると。だから、これについては適正性を確保されるんだという仕組みになっているんだと思うんですけれども、現実の問題としては決して適正性を確保できなかったというか、評価委員会はそこで後になってこういうような討議をするという形になっているので、やはり評価委員会に対して十分な説明や資料提供ということは、今後は是非お願いしたいというようなことを、今度本委員会でも報告の中で入れたいと思うんですが、いかがでしょうか。

朝倉委員 そうですね。2つの委員会に関わる話ですから。

飯田分科会長 そのほかに質問、御意見何かございますか。

朝倉委員 私は今、申し上げたとおりです。

飯田分科会長 わかりました。

大体、国民生活センターでもああいう線が出ていて、やはり足並みを乱して別々のことをやるというのは、また混乱を招くので、同じように今の理事長の説明を一応理解した。ただ、一般の国民には非常にわかりにくいです。新聞記事と同じようなやはり受け取り方をする場合が結構あると思うんです。一度退職金をもらって退職しているではないか。そ

れなのに、退職した人がまたその前の期間も含めて特別手当をもらうのはいかがかなというように普通の一般の市民の感覚だとそういう誤解というか、認識を持つところがあるので、非常に説明しにくい部分ではありますけれども、一応今の井上理事長の御説明は非常にルールに従っていたんだというようなことで整然とされておられたので、理解したということで、本委員会では今の討議の内容を報告するということにしたいと思います。

では、この件はそういうことで一応終わらせていただきます。

それから、これで一応今日予定していた議事は終わったんですけども、最後に去年8月30日に開催された第3回会合の議事録がございました。それもお配りしてあります。必要な修正はもう終了しておりますけれども、念のためにお配りということでございます。

今後の予定について、この当分科会も含めて事務局から、また御説明をお願いしたいと思います。

杉田専門官 資料5をごらんください。

本日の分科会では、評価基準を決定をしていただきました。

それから、今年の6月末までに北対協の方から業務実績報告書を提出をしていただきます。

それを踏まえまして、次回の分科会、これが恐らく7月から8月にかけてやることになるかと思っているんですが、業務実績及び財務諸表についてヒアリングをする。

貸付業務に関しては、あらかじめ農水省の評価委員会の意見を聞くというような形になります。

最終的に8月末までに次の分科会を開きまして、業務実績評価書の決定。

総務省の評価委員会、北対協へ通知公表。必要に応じて、業務運営の改善その他の勧告をする。

9月以降の本委員会の方で分科会長から報告をしていただくという形になると思っております。

以上です。

飯田分科会長 以上でございますか。ありがとうございました。

最後に何か御質問なりございましたら、どうぞ。

ないようでございますので、以上で、非常に早く終わりましたけれども、本日予定されていた議事はすべて終わったと思います。どうも、お忙しい中、御出席、御審議いただきまして、ありがとうございました。